

検討事項

答申書の写しを送付できない審査請求人への対応について

事案の概要

- 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第79条の規定により、「審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人（中略）に送付する（中略）ものとする。」とされており、これを受けて、福岡県行政不服審査会運営規則第23条第2項では、答申書の写しの送付は原則郵送とし、必要に応じて手交による旨規定している。
- 今般、住所不詳の審査請求人からなされた審査請求について、福岡県行政不服審査会において、答申を決定した。
- 審査請求人は住所不詳であり、郵送ができないため、福岡県行政不服審査会事務局から審査請求人に対し答申書の写しを手交する旨連絡したところ、審査請求人は答申書の写しを受領する意思がないことが判明した。

問題点

- ① 審査請求人は、住所が不詳であり、かつ、答申書の写しを受領する意思もないため、行政不服審査法第79条の規定による「答申書の写しの送付」を行うことができない。
- ② 行政不服審査法においては、同法第79条の規定による「答申書の写しの送付」を行うことができない場合に公示送達で足りるとするような規定がない。



- 答申書の写しの送付が郵送又は手交のいずれによっても困難である場合、行政不服審査法第51条第2項ただし書に「裁決の公示送達」の規定があることから、当該規定を準用し、福岡県掲示場への掲示及び福岡県公報での公示をもって答申書の写しを送付したものと扱ってはどうか。

※ なお、福岡県掲示場への掲示及び福岡県公報への公示でもって対応することとする場合には、福岡県行政不服審査会としての対応方針の一覧性を図る観点から、福岡県行政不服審査会運営規則を改正することが考えられる。

【参考】

○行政不服審査法（抄）

（裁決の効力発生）

第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（設置）

第六十七条 総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 （略）

（答申書の送付等）

第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 （略）

3 前節第二款※の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 （略）

※第七十九条は「前節第二款」に含まれる。

○福岡県行政不服審査会運営規則（抄）

（答申書の交付等）

第23条 （略）

2 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第21号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、様式第20号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。